

北海道知事 様

年 月 日

奨学のための給付金(家計急変)受給申請書

次の内容を確認の上、口にレ印を記入してください。

私の世帯は、7月1日(7月2日以降に家計が急変した世帯は申請日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)の受給を申請します。

申請者(保護者等)記入
家族構成
ふりがな
申請者氏名
申請者住所
連絡先(自宅)
連絡先(携帯)
高校生等との関係
親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他
対象となる高校生等
ふりがな
氏名
生年月日
昭和 年 月 日
平成 年 月 日
学校名
科学科課程
通信制以外・通信制
学校所在地
過去の高等学校等における在学期間
学校名 立 年 月 日
学校名 立 年 月 日
学校の種類・課程・学科
受給回数
昨年度までの給付金受給回数について、該当する口にレ印を付けてください。
なし 1回 2回 3回 4回 不明
保護者等
続柄 氏名
続柄 氏名
扶養人数を確認するため、当該世帯に7月1日(7月2日以降に家計が急変した世帯は申請日)現在、この申請の対象となる高校生等以外に、兄弟姉妹がいる場合は、全員分を下記の「扶養親族の状況」欄を記入してください。
続柄 氏名 生年月日 年齢(基準日現在) 職業・学校名・学年等 給付金の申請の有無
□有 □無
課程(扶養親族が高校生等の場合はレ印を付けてください)
□通信制
□専攻科
□上記以外

※留意事項※
イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)及び高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
ニ 給付の回数は、年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回)を上限とします。
※高等学校等専攻科に通う生徒は2回(修業年限が1年の場合は1回)を上限とします。
※学び直し支援金の受給者は、追加で1回まで受給することができます。
(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は2回まで)
※令和2年度に給付した「オンライン学習の通信費の支給」及び「上乗せ支給」については、給付回数にカウントされません。

学校記入欄
①通信制・専攻科とそれ以外の別 通信制 □ 左記以外 □
②第1子と第2子以降の別 第1子 □ 第2子以降 □
③事由のあった月の別 7月1日以前 □ 7月2日以降 □
④算定額 円× 月/12月 円

【確認・誓約事項】

次のことを確認し、「申請者氏名」欄に署名してください。

申請者氏名

- ・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は、北海道以外の都府県に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の申請は行っていません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ・この給付金の受給申請にあたり、高等学校等就学支援金の受給資格の認定状況、世帯の状況、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税状況等、その他北海道知事が必要と認める事項について、関係機関（行政機関、学校等）に照会等の調査を行うことに同意します。
- ・私又はこの申請の対象となる高校生等は、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する他の給付金の申請は行っていません。（北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度）
- ・【扶養親族の状況】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹については私が扶養しています。

《7月2日以降に家計が急変した世帯の方のみ》

- ・申請日の翌月1日までの間に、申請内容に変更があった場合は、在学する学校に申し出ます。（申請日が月の初日である場合を除く。）

【同意事項】（該当する口にレ印を付けてください。）

・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、給付金を学校長に支払うことについて委任します。

同意する

同意しない

家計急変発生事由

急変時期

月

【保護者等の収入の状況について】（該当する口にレ印を付けてください。）

(1)家計急変により保護者等の収入が激減していることが分かる書類を提出します。

ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

※以下、該当する書類に○をつけてください。

①	<input type="checkbox"/>	【失職等】 離職票 ・ 雇用保険受給資格者証 ・ 解雇通告書 ・ 廃業等届出 ・ 破産宣告通知書
②	<input type="checkbox"/>	【災害】 罹災証明書 ・ 災害保険金の支払通知書
③	<input type="checkbox"/>	【死亡・療養等】 医師の診断書 ・ 医療費の支払証明書類 ・ 医療費の領収書
④	<input type="checkbox"/>	【離婚】 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
⑤	<input type="checkbox"/>	その他家計急変の発生事由を証明できる書類( )

イ i)家計急変前の収入を証明する書類

①	<input type="checkbox"/>	課税証明書の写し(親権者(両親)2名分・親権者1名分・未成年後見人( )名分・主たる生計維持者( )名分・生徒本人)
②	<input type="checkbox"/>	その他家計急変前の収入を証明できる書類( )

ii)家計急変後の収入を証明する書類

①	<input type="checkbox"/>	会社作成の給与見込み
②	<input type="checkbox"/>	直近の給与明細
③	<input type="checkbox"/>	税理士または公認会計士の作成した証明書類
④	<input type="checkbox"/>	その他家計急変後の収入を証明できる書類( )

(2)次の理由により、家計急変に係る一部の書類を提出しません。

<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）における就学支援金及び私立高等学校等授業料軽減補助金の支給を受けるために、既に在学の高等学校等に証明書類を提出している場合 提出を省略する書類:( )※上記ア①、イ①等を記載してください。 ※ただし、道外の私立学校等に在学している生徒及び保護者等全員の証明書類を提出していない場合（所得控除の対象となっている配偶者分の証明書を提出していない場合など）は省略できません。
--------------------------	--

【保護者等の扶養の状況について】（該当する口にレ印を付けてください。）

保護者等の扶養の状況が分かる書類を提出します。

※以下、該当する書類に○をつけてください。

①	<input type="checkbox"/>	扶養親族の健康保険証の写し(マスキングを施したもの)
②	<input type="checkbox"/>	扶養申立書 ・ その他保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類( )